

部会資料5-1及び5-2からの変更点等の説明

(前注) 以下、部会資料5-1及び5-2における提案からの変更点に下線を付した。

第1 暫定保全措置に関する規律

8 暫定保全措置の承認及び執行

(1)イ⑨ 暫定措置又は保全措置が日本の法令によって執行することができないものであること。(注)

(注) 本文8(1)イ①から⑩までの規律は、いずれも暫定保全措置の承認及び執行の拒否事由として提案するものであるが、同⑨に掲げる事由については、執行決定の申立てに係る事件についてのみ適用される規律とする考え方もある。

(説明)

第5回会議では、本文8(1)イ⑨の規律について、改正モデル法への対応という観点から、承認及び執行の拒否事由として規律を設けることとしつつ、モデル法の一部改正における議論を踏まえると、例えば、法的地位を有することを確認するとの暫定保全措置については、我が国で民事執行の対象とならないものの、同規律に基づいて承認が拒否されるものではないと解釈されるべきであるとの意見があった。

他方、本文8(1)イ⑨に掲げる事由については、執行決定の申立てに係る事件についてのみ適用される規律とする（例えば、本文8(1)イには規律を設けないこととし、本文8(2)クにおいて、当該事由があると認められる場合には、執行決定の申立てを却下することができるとの規律を設ける。）ことが考えられ、そのような規律を設けることとしても、本文8(1)イ⑨の規律に対応する改正モデル法第17I条第1項(b)(i)の趣旨には反しないのではないかとの意見があった。

そこで、これらの意見を踏まえ、本文の(注)において、本文8(1)イ⑨に掲げる事由については、執行決定の申立てに係る事件についてのみ適用される規律とする考え方もあるとの記載を追加することを提案している。

第2 仲裁合意の書面性に関する規律

1 仲裁法第13条第2項を、次のように改める。

仲裁合意は、書面によってしなければならない。

2 仲裁法第13条第3項として、次の規定を加える。

仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意が

口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によってされたものとする。

(説明)

第5回会議では、暫定保全措置に関する「別段の合意」（仲裁法第24条第1項）等について、仲裁合意の書面性に関する規律が適用されるか否かを整理する必要があるのではないかとの指摘がされた。

改正モデル法オプションIの第7条第2項及び仲裁法第13条第2項は、「仲裁合意」は書面によってしなければならない旨を定めているところ、これは、仲裁合意が裁判を受ける権利の放棄を伴うことから、仲裁合意について慎重な意思形成を求めるとともに、後に仲裁合意の効力が争われた場合に備えて証拠を保存するという趣旨であると解されている。

他方、仲裁法上の「別段の合意」（注）は、主に、仲裁手続の準則については当事者が合意により定めることができるものとされていること（同法第26条第1項）を受け、仲裁法の定める原則（任意規定）の適用を排除しようとするものである（暫定保全措置に関する「別段の合意」も同様の性質を有するものと考えられる。）から、「仲裁合意」そのものには該当せず、書面性が求められる上記の趣旨が必ずしも妥当しないものと考えられる。

(注) 仲裁法上、「別段の合意」を予定しているものとして、第12条第1項及び第5項（書面によってする通知）、第22条（後任の仲裁人の選任方法）、第24条第1項（暫定措置又は保全措置）、第27条（異議権の放棄）、第28条第3項（仲裁地）、第29条第1項（仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び更新）、第31条第4項（当事者の陳述の時期的制限）、第32条第2項（審理の方法）、第33条第4項（不熱心な当事者がいる場合の取扱い）、第34条第5項（仲裁廷による鑑定人の選任等）、第37条第4項（合議体である仲裁廷の議事）、第38条第5項（和解）、第39条第2項（仲裁判断書）、第41条第2項（仲裁判断の訂正）、第43条第1項（追加仲裁判断）、第48条第1項及び第2項（仲裁費用の予納）がある。

第3 調停による和解合意に関する規律

2 適用範囲

【甲案—国際性を有する和解合意のみを適用対象とする案】

(1) この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。ただし、和解合意の成立の時ににおいて、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限る。

① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所、事務所又は営業所を有

するとき。

- ② 当事者の全部又は一部が住所、事務所又は営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象である事項と最も密接な関係がある地と異なるとき。
- ③ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。
- ④ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるとき。

(2) 前記(1)①及び②の適用において、当事者が二以上の事務所又は営業所を有するときの事務所又は営業所とは、和解合意の成立の時ににおいて、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所をいう。

【乙案一国際性を有する和解合意に限定せず、国内の事案も適用対象とする案】

乙1案

この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。

乙2案

甲案に、次の規律を加える。

- (3) この法律は、前記(1)の規定にかかわらず、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により成立した和解合意について適用する。（注）

（注）乙2案は、国際性を有しない和解合意につき、対象となる和解合意の範囲に一定の制限を設ける規律を提案するものであり、その一例として、認証紛争解決手続により成立した和解合意を対象とすることを記載しているが、その範囲について他の規律を設けることを排除するものではない。

（説明）

第5回会議において、今般の新たな枠組みでは、調停による和解合意に基づいて民事執行をするためには、裁判所による執行決定の手続を要することを前提としているところ、「調停による和解合意に対する執行力の付与」との表現は、「調停による和解合意」

が直ちに債務名義となるかのような誤解を与えかねないとの指摘がされたことを踏まえ、
標題を「調停による和解合意に関する規律」と改めることを提案している。

また、第5回会議において、甲案、乙1案及び乙2案の区別が分かりにくいとの指摘
がされたことを踏まえ、甲案は「国際性を有する和解合意のみを適用対象とする案」、
乙案は「国際性を有するものに限定せず、国内の事案も適用対象とする案」との記載を
追加することを提案している。

3 一定の紛争の適用除外

この法律は、次に掲げる紛争に関する調停により成立した和解合意について
は適用しない。(注1)

- ① 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定す
る消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）との
間の契約に関する民事上の紛争（注2）
- ② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成1
3年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）
- ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争（注3）

(注1) 本文3は、前記本文2においていずれの案を採用したとしても、①ないし③
に掲げた紛争に関する調停により成立した和解合意について、一律に適用除外と
するものであるが、乙案を採用した場合には、①又は③に掲げた紛争について、
国際性の有無により異なる規律を設けるとの考え方もある。

(注2) 消費者紛争に関する和解合意につき、一定の範囲又は要件の下、執行力を付
与する対象とすることについて、引き続き検討する。

(注3) 家事紛争に関する和解合意につき、とりわけ扶養義務等の履行確保の観点か
ら、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与する対象とすることについて、引き
続き検討する。

(説明)

第5回会議では、前記本文2において乙案を採用した場合には、消費者紛争や家事紛
争を適用除外とすべきか否かについて、国際性の有無によって異なる考え方があり得る
のではないかとの指摘がされた。

そこで、本文の(注)において、本文3の規律は、前記本文2においていずれの案を
採用したとしても、①から③に掲げた紛争に関する調停により成立した和解合意は一律
に適用除外とされることを明確にした上、このうち消費者紛争と家事紛争については、
国際性の有無により異なる規律を設けるとの考え方もあるとの記載を追加することを提
案している。

5 一定の和解合意の適用除外

この法律は、次に掲げる和解合意には適用しない。

- ① 裁判所により認可され又は裁判所の手続において成立した和解合意であつて、その裁判所の属する国でこれに基づいて強制執行をすることができるもの。
- ② 仲裁判断としての効力を有する和解合意であつて、これに基づいて強制執行をすることができるもの。

(説明)

第5回会議において、裁判所により「認可」された和解合意の意義に関し、例えば、裁判外で行われた調停により成立した和解合意につき裁判所における執行決定等の手続を経て執行力が付与された場合に適用除外とされるのかなど、本文5①の規律の下において、具体的にどのような和解合意が適用除外とされるのかについて整理する必要があるとの指摘がされた。この点については、この規律を提示する際に参考にしたシンガポール条約第1条第3項(a)(i)の趣旨を踏まえ、引き続き検討する必要があるが、上記の指摘は、現時点において、本文5①の規律を変更すべきであるとの趣旨ではないものと考え、同規律を維持している。